

如左ノ人等ヲ組織シテ、監督ハ、其ノ中ニ一ノ人ヲ選任シ、之ヲ監督シ、其ノ職務ヲ執行スルコトヲ得、

第二章 會員總會

第一節 本部員名

本部員名ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、其ノ記載ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、

本部員名簿ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、其ノ記載ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、

本部員名簿ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、其ノ記載ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、

本部員名簿ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、其ノ記載ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、

本部員名簿ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、其ノ記載ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、

本部員名簿ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、其ノ記載ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、

本部員名簿ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、其ノ記載ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、

第三章 本部員名簿

本部員名簿ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、其ノ記載ハ、本部員名簿ニ記載スルモノトシ、

所屬工場ノ都合上支部ニ屬シ得ザルモノハ直接本部ニ申込ムコトヲ得

第七條 本會ハ前項ノ申込ニ對シ資格調査ノ上之ヲ許可シ會員章並ニ徽章ヲ交付ス

第八條 本會員ニシテ脱會セントスルモノハ其ノ理由ヲ明記シ會員章並ニ徽章ヲ添付シ所屬支部ニ提出ルモノトス

第三章 會員ノ權利及義務

第九條 本會員ハ規定ノ會費ヲ前納スルノ義務ヲ有ス

第十條 本會員ハ本會ノ綱領規約及決議ヲ遵守シ之ヲ敬守スル義務ヲ有ス

第十一條 本會員ハ本會役員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス

第四章 本部機關

第十二條 本部ノ機關ヲ分チテ左ノ五種トス

- 一 大會
- 二 本部委員會
- 三 執行委員會
- 四 聯合役員會